

昭和二十九年五月十二日(水曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 赤松 勇君

理事 池田 清君 理事 鈴木 正文君

理事 丹羽 四郎君 理事 持永 義夫君

理事 稲葉 修君 理事 多賀谷 辰稔君

理事 井原 繁雄君

島上 善五郎君 大西 正道君

日野 吉夫君 矢尾 喜三郎君

中原 健次君

出席政府委員

労働政務次官 安井 謙君

労働基準監督官 龍井 光君

(労働基準局長)

委員外の出席者

議員 神近 市子君

参議院議員 栗山 良夫君

労働事務局 富樫 總一君

(大臣官房労働統計調査部長)

参事(サンデー毎日編集次長) 松田 フミ君

参議院労働委員会専門員 磯部 巖君

専門員 濱口 金一郎君

五月七日

委員中野四郎君辞任につき、その補欠として佐藤芳男君が議長の名で委員に選任された。

四月三十日

労働基準法の一部を改正する法律案(栗山良夫君外十名提出、参法第一号)(予)

五月八日

労働基準法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一号)

同月十日

地方労働委員会事務局存置に関する請願(原茂君紹介)(第四七七一号)の審査を本委員会に付託された。

四月二十四日

けい肺法制定に関する陳情書(北海道道議会議長藤田余吉)(第二九九号)を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任

参事人招致に関する件

労働基準法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一号)

労働基準法諸規則に関する件

日本国有鉄道に関する仲裁裁定実施をめぐる紛争問題実情調査についての委員会報告書に関する件

○赤松委員長 これより会議を開きます。小委員の補欠選任についてお諮りいたします。去る三月二十日に委員佐藤芳男君が、去る四月十七日に委員中原健次君が、いずれも一旦委員を辞任されたので、けい肺病対策小委員に欠員を生じております。また去る四月十五日委員稲葉修君が一旦委員を辞任されたので、港湾労働に関する小委員にも欠員を生じております。この際阿小委員の補欠選任を行いたいと存じますが、前例によりまして、委員長

より補欠小委員の指名をいたすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○赤松委員長 御異議なしと認めます。まず肺病対策小委員に佐藤芳男君及び中原健次君、港湾労働に関する小委員に稲葉修君をそれぞれ指名いたします。

○赤松委員長 ただいまの理事会におきまして御協議願いました日本国有鉄道に関する仲裁裁定実施をめぐる紛争問題の実情調査報告書原案について、お諮りいたします。本報告書原案は当委員会報告書と決定し、これを議長に提出することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○赤松委員長 御異議なければさよう決します。

○赤松委員長 次に労働基準法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一号)を議題として審査を進めます。まず提案者より提案理由の説明を願います。栗山良夫君。

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

師又は歯科医師に、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、同条第四項中「第一項」を「第二項又は第三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の事業のうち一定の事業については、使用者は、労働者の雇入の際及び定期に、医師の外、歯科医師にも労働者の健康診断をさせなければならない。

第百二十条第一号中「第五十二條第一項若しくは第二項」を「第五十二條第一項乃至第三項」に改める。

附則

この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

○栗山参議院議員 ただいま議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

酸、燐、砒素その他の化学薬品または鉛、水銀その他の工業原料を多量に使用する作業に従事する労働者におきましては、その作業場内に発生する蒸気または粉塵とともに飛散するこれらの有害物のために、口腔内に損傷または中毒症状を呈するのであります。その損傷または中毒症状が漸次進むにつれて、その労働者の咀嚼機能及び身体の諸器官に多くの障害を与え、かつ、その作業能率にも影響するところがあるといふのであります。

現行法におきましては、これらの作

業に従事する労働者の口腔内の健康診断につきましては、他の一般の作業に従事する労働者と同様に、医師によつて、消化器の健康診断の一部として行われておるのであります。これらの労働者の口腔内の損傷または中毒症状は、他の諸器官にも多大の影響を及ぼすため、その早期発見及び早期治療の必要性が、労働衛生上の見地から、つとに強調されておつたのであります。

従いまして、かかるこれらの有害物を使用する一定の作業場内における労働者に対しては、医師の健康診断のほか、歯科に関する専門医たる歯科医師の口腔内の健康診断をも行い、口腔内の損傷または中毒症状の早期発見及び早期治療の全きを期し、労働者の健康の維持及び作業能率の向上をはかると思ひまして、この改正案を提出した次第であります。何とぞ、御審議の上すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

なお本法律案の内容に関しまして、若干の補足的な説明を磯部専門員からいたさせることにしたいと思ひます。

○磯部参議院労働専門員 ただいま栗山委員長より御説明申し上げた通りであります。口腔内に現われる症状を診断いたしましたして職業病を早期に発見するというのが、この改正案のねらいでございますが、それにつきまして、どういふふうな事業に従事している者にそういう職業病が発生するかと申しますと、大体お手元に資料を差

上げてございしますが、それによつてごらん願いたいと思うのでございします。
まず第一に、水銀、砒素、貴族、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸その他これに準ずる有害物を取扱う業務、第二は、鉛、水銀、クロム、砒素、貴族、弗素、塩素、塩酸、硝酸、硫酸、硫酸その他これに準ずる有害物のガス、蒸気または粉塵を発生する場所における業務、大体この二つが対象となつておるのでございします。

御承知の通りこれらの業務は、現行の労働安全衛生規則の第四十八条に、その他の業務とも列挙してございまして、これらは五十二条第一項の健康診断を雇入れの際に行わなければならない業務のうちの一に載つてゐるわけでもございしますが、現行法におきましては、第四十八条の第一項第二号の(イ)から(カ)まで列挙してあります。ちの(ハ)に書いてあるのでもございします。しかしながら、この(ハ)に書いてございす業務の中で、特に口腔内に影響を及ぼさないと認められるものは、今回は削つてあるのでもございします。従いまして、この法律案が制定された後、大体今私が申し上げました程度の業務を指定いたしました。これらの業務に従事する者のみが歯科医の診断を受けなければならないというところになるように命令で定められることになると考えます。

引続きまして、こういう業務に従事してゐますと、どういふふうな疾患が起るかというのを簡単に申し上げますと、ただいま申し上げましたような事業場で発生いたします有害物のガス、蒸気または粉塵によりまして、歯が直接侵されますか、あるいはまたそ

他の部分に職業病が起りますと、その部分現象として、歯または歯齦粘膜に病変が来るといふことは、従来から発見されておつたのでございしますが、そのおもなものといたしましては、まず塩酸、硝酸、硫酸等を取扱いまする業務におきましては、それらの硫酸ガスの吸入によりまして歯牙腐蝕症という症状を来す。と申しますのは、歯が侵されまして、これが磨耗したりまたは歯齦炎が起る。従つて歯はその固有の色を失ひまして、唇面歯頸部からその切端の方に向ひまして急速に欠けて参るのであります。舌にさういふ影響が及ばないのは、唾液によつてこれが常に清浄されてゐるからであります。が、発現の部位は前歯部に多くて、症状は進行するに従ひまして歯齦の炎症も引起して来るのであります。次に、弗素化合物、特に弗化水素を取扱う業務におきましては、歯牙の組織の破壊が起り、また粘膜を刺激してここに潰瘍を生ずる。

黄燐あるいは砒素を取扱う業務におきましては、黄燐が体内に吸収されますと、主として骨の栄養障害を来します。骨は脆弱となるのであります。骨疽は顎骨のみに起るのであります。ほかの骨には生じないのであります。またこの病は慢性炎症の存在する部位から起りまして、歯槽突起ばかりでなく、顎骨にまでどん／＼と蔓延いたしまして、歯牙及び骨の疼痛、神経痛、あるいは顎骨の周囲の膨脹を伴つて来る。さうして顔色は蒼白あるいは黄褐色等に變じて参りまして、むくみを起して来るという病状でございします。次に鉛を取扱う業務におきましては、

鉛ぶちを生じまして、歯齦に幅一ない二ミリの青黒いあるいは灰色のぶちが歯にできるのであります。また全歯齦粘膜に広く青色が現れて来る。まれには唇、舌あるいは頬軟口蓋の粘膜にも鉛が沈着するようになって参ります。

水銀を取扱う業務におきましては唾液の分泌が増加いたしまして食物の味を感じ、歯齦にありの走るような感じがする口腔粘膜の熱感、鈍痛、歯牙の弛緩動揺を来す。歯齦はだん／＼浮腫状にむくんで参りまして帯青暗紫色を呈しまして、血行障害のために特に歯齦炎、智歯周囲炎の慢性炎症のある部位に口内炎を発生するといふようになります。この中で最も重要なものは歯牙腐蝕症でございしますが、これは全国におきましては、すでにそれらの患者が発生を見ておるような状況でございします。簡単にございしますが……。

○赤松委員長 これより質疑を許します。
○多賀谷委員 労働省にお尋ねいたします。今参議院の専門員の方から、詳細に説明がございましたが、ことに命令の改正ですが、労働安全衛生規則の四十八条の(ハ)というのを歯科医師の診断を要する、おそらくこういうふうなことが、労働省としてはこの法案が可決されたら、さういふふうにお取扱いになるかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○労働政府委員 省令の表現の方法につきましては、十分慎重に検討しまして、この法律の趣旨に合いますよう規定をいたしたいと考えます。まだ技術的に多少調査を要する面もございまして、今こゝでその条文の内容を申し上げるまでに至つておりません。十分法律の趣旨を体しまして規定したいと思ひます。

○赤松委員長 質疑はありませんか。
○多賀谷委員 私はこの際動議を提出いたします。ただいま議題となつております労働基準法の一部を改正する法律案は、その必要性もきわめて明白であり、条文もきわめて簡単でありますので、この際質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決されんことを望みます。

○赤松委員長 ただいまの多賀谷委員の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○赤松委員長 御異議なしと認め、ただちに本案につき採決をいたします。本案を原案の通り可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○赤松委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。なお本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○赤松委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○赤松委員長 次に労働基準法諸規則に関する件について調査を進めます。この際質疑を許します。
○井堀委員 労働基準法施行規則及び女子年少労働基準規則改正に関する中央労働基準審議会の答申が行われた

ようでありまして、その答申の内容並びにそれに対する労働省の御所見をまづ伺つておきたい。

○労働政府委員 御質問にお答えいたしますと、政府が諮問をいたしました各条項ごとに原案を作成しました理由と、それに対する審議会の審議の経過並びに答申の内容の順で御説明をいたします。

まず第一番目の第五関係でございしますが、施行規則第五條は、法律の第十五条第一項の規定を受けて、使用者が労働契約を締結する際に、労働者に明示しなければならない労働条件の範囲を規定いたしておるわけでございます。すなわち法律の第十五条におきまして「賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」と規定をいたしておりまして、その他の労働条件といふものの範囲をこの規則の五條が規定をいたしておるわけでございます。この中の第二号におきましては「法第八十九條第一項第一号乃至第九号に規定する事項」というのがございします。この中の第九号の規定は、法第八十九條をこらんだきまするならば「前各号の外、当該事業場の労働者のすべてに適用される定をする場合において、これに関する事項」これを就業規則の中に規定をいたしたる際に明示しなければならないという規定になるわけでございます。この九号の中には、いろ／＼な規定が含まれておるのでございします。一号から八号までは明らかに労働条件と認められますが、この九号の中には、労働条件と認めがたいものがたくさん含まれて参る

のでございます。なぜならば、使用者は自由にこの九号におきまして、労働者の全部に適用を受けます定めをすることができることになります。従つて明示をしなければならぬ労働条件としては、非常にあまいものになつてゐるのが現行の規定であります。そこでわれ／＼としては、明示を罰則をもつて義務づけております労働条件の範囲を明確にしたいという趣旨で、第九号を削除する原案を審議会に提出したわけでございます。審議会におきまして審議をいたしました結果、この九号を削除することには異存はないが、しかし九号の中にも、明らかに労働条件と認められるものもある。たとえば休職に関する事項、こういうものもある、削除することについては異存はないが、そのかわりに休職に関する事項については規定をすべきであるということで、労・使・公益三者の意見が一致をいたしましたのでござい

ます。次の第三号は、寄宿舎規則を明示させる義務を使用者に課しておのてございしますが、寄宿舎規則に盛り込まれる内容は、法律の九十五条に規定されておりますように、労働者の私生活の規律に関する事項でございます。これをもちつてだに労働条件であると言ふことは、いろいろな角度から検討いたしましたとしても、困難な面があるわけでございます。従ひまして、われ／＼としてましまして、罰則をもつて明示を義務づけます労働条件としては適当でないという趣旨で、これを削除する原案を審議会に諮問をいたしましたわけでございます。審議会におきましては、寄宿舎規則自体が労働条件であるかどうかとい

うことについては、いろいろ疑問がある。しかし、ここでその問題を討議するのは、相当根本的な問題になつて、意見のまとまりがつかないので、これはこれとして、寄宿舎の関係において労働条件と認められる寄宿舎に入退舎をする場合の条件、これは明らかに雇用関係と結びついて参りますから、これを明示させることとし、寄宿舎規則を明示することについては、事業場附属寄宿舎規定の改正の際に、そこで使用者に義務づけたらどうであらうかというところで、労・使・公益三者の意見が一致したのでござい

ます。○赤松委員長 この際委員諸君にお諮りいたしますが、總括的な説明を基準局長にしてみようか、それとも、とにかくこれは改正もあるし改悪もあるんだが、その簡易々々を逐条審議して行きますか、どういう方法にいたしますか。

それから委員長の手元に島上善五郎君から、緊急に基準局長に質問をしたい事項があるという質問通告が来ておるわけなんです。そういう緊急の質問事項を最初によつて、そしてこの規則改正の逐条審議に移るか、總括的な質疑に移るか、これの御意見を伺ひたいと思ひます。

○島上委員 こまかい改正問題に今入つたわけですから、私としてはこまかい改正問題をやつて、そのあとでもいいのです。私は基準行政問題について、少し質問したいと思ひます。

○赤松委員長 それならば、実は基準局長は、きようは監督課長会議を招集してあるし、また午後本会議もござい

ますので、午後の委員会は、できる限り時間を少くせざるを得ないかと思ひます。○赤松委員長 それでは、その基準行政に関する島上君の質問をしてみよう。そのあとで、昨日参議院の労働委員会に陳情があつたようですし、なお私の方へも昨日婦人新聞記者諸君から実は陳情があるわけ、これをぜひ皆さんの御了解を得て参考意見を述べたいだこうと考へております。と申しますのは、基準審議会におきましては、こういう意見はほとんど出ていないのです。公聴会においても出ていないようです。従ひまして、基準局長としましては、こういう直接改正の対象になる人たちの意見を聴くことは、委員会と同様必要であると思ひます。これはぜひ許したいと思ひます。そこで島上君の緊急質問、それから婦人新聞記者諸君の御意見、この二つの意見を先に出していただいて、あと逐条審議に移つたらどうかと思ひますが、いかがですか。

○井堀委員 一応基準審議会の答申も行われてゐるのですから、審議会の答申の結果をわれ／＼は重視しなければならぬと思ひます。従つて、答申案について説明をすることが、時間上困難であるとするならば、文書によつて、審議会の状況が今明月中にわれ／＼にわかるといふのであれば、後日でもつけうです。至急にその手が配りできるかどうかを伺ひたい。

○赤松委員長 答申案はお手元へ行つておりますか。

「来ていない」と呼ぶ者あり。○多賀谷委員 労働省としては地方で公聴会を開かれたと思ひます。その際どういふ人がどういふ発言をされたか、その要旨だけを、簡便でよろしゅうございしますから、文書でお知らせ願ひたいと思ひます。

○赤松委員長 それでは今、井堀君の御要求のございました審議会の答申案は、至急取寄せましてお手元に配付いたします。それ以前に島上君のそれと、それから婦人新聞記者諸君のそれがありましたならば、ちよつと御意見を出していただいて、そして答申案を配付して、それから審議の方法について御協議したいと思ひます。

それではそのように御了承願ひます。島上善五郎君。○島上委員 最近労働省が職種別等賃金実態調査及び個人別賃金調査をすることになつたようでございしますが、これは労働基準監督署の職員はほとんど大多数を動員してやることになるようございまして、その結果は、今日でさえほとんど十分である基準監督行政が、まったく麻痺状態に陥ることが心配されるのですが、この調査に關しまして、そのようなことを十分に考慮してやつてゐるかどうかといふことを、まず最初に伺ひたいと思ひます。

○島井政府委員 目下実施をいたしております職種別等賃金実態調査と個人別賃金調査につきましては、言うまでもなく基準局の行政の分野でございします。基準局におきましてこの調査を分担することは、労働省設置法上当然だと思ひます。ただ、それが監督署の一般的な業務に支障があるとするならば、これはまた別な角度からこれに対する対策も講じなければなりませんので、われ／＼としてこの調査をいたすにつかましましては、通常の業務運営にどの程度支障があるかといふことを調査いたしました。そしてまた、その範囲内においてこの調査をやるに

はどういう方法でやるべきかといふいろいろな調査の結果、地方に指示をいたしまして、この調査の準備を今いたしておるわけでございます。ただ問題は、行政を運営する際には、人員、予算等を重点的にその必要な面に向つて使つて参りますことは、これは行政運営上の基本でございします。そういう意味で、この大きな調査をするにつれて、多少一般業務がそれによつて妨げられると申しますか、遅れると申しますか、多少のところはこれはやむを得ないのじやないか。これは基準局内のいろいろな他の行政におきましても、同様なことはいえるのでございします。その都度重点の業務に人員と予算を重点的に使つて行くという一般的な考え方でございします。ただそれが本来の業務に重大な支障を来すといふことは、われ／＼としてはできるだけ避けなければならぬのでございします。で、そういう配慮は十分いたしておるつもりでございします。

○島上委員 多少の支障を来すことは、避けがたいといふことではしたが、私どもが考えますと、これは多少の支障ではなくて、調査の期間中は本来の基準監督行政がまったくストップしてしまふ、あるいはストップにひとしい状態になるという心配が多分にある。一体この調査にあつたつては、基準監督署の職員を二分の一動員するといふ指令を出しておるのに聞いておりますが、実際にその働に當つておる者の話によりますと、三分の二動員することになるだろう、しかもこれは短期間に相当たくさん事業場を調査をするので、三分の二でもおそろく不十分であらう、事実上もう全員にひとしい

状態になるというふう聞いております。そうだとするならば、多少の支障ではなくて、実際に調査期間中は、本来の監督行政がストップしてしまふという心配がされるのです。今の御答弁では、はなはだ実態に沿わないその場限りの答弁であるように思われるので、その点もう少しはつきりと具体的に御答えて願いたい。

○勸井政府委員 御説明申し上げます。現在の地方の機構を申し上げますと、各局に給与課がございます。それから各署に給与担当の係官が配置をされておるのでございます。これは賃金関係の特別の項目の予算で運営されております職員でございます。そこで局としましては、もちろん給与課が主体になるのは当然でございます。ところが署に参りますと、給与担当の者が専任をされております大きな署の場合と、兼務でやつております署の場合とあるわけでございます。従いまして、二分の一とか三分の二とか申し上げても、その中には当然給与関係の仕事を担当しておる者も入つておるわけでございます。従つて、その者が主体となりますことは言うまでもございませぬが、それとともに、また他の監督官なりあるいは事務官がこれに応援をするという形でございます。そこでその応援の仕方について、本来の業務にそれほどの支障を来さないようにという配慮は、先ほど申し上げましたように、しておるわけでございませぬ。署全員がやつてこの調査に當るといふふうなことは、われ／＼として考へていないのでございます。

○島上委員 考へていないとおつしやいますけれども、この指示されている

文書によりますれば、はつきりと総員の二分の一を動員するように計画するといふようなことが出ておる。そうしてこの短期間に調査する多数の事業場の調査の業務の量からしまして、実際には二分の一でも不可能に近いほど困難であらうということが考えられるので、結局は二分の一以上三分の二動員するということになりまして、私は、今調査に入つたばかりで、あとにやらぬと事実ははつきりいたしませんけれども、事実がはつきりいたしませんけれども、この期間中、本来の監督行政がまづたく麻痺状態に近い状態になるという結果が現われて来るということを中心配するのです。一体今の監督官の人員等から考えまして、今行つてゐる監督行政自体が、もうすでに麻痺してゐると私もは見えてゐるわけです。御承知のように対象事業場はどん／＼ふえておる、しかるにその反面監督官の数は年々どん／＼減つておるということからは、このような調査を行ないふだんの状態をさへそうなので、私はふだんの状態自体がすでにもう監督行政が非常な麻痺状態に近いほど低下して来ておる、こう考へておるのですが、そのふだんの監督行政について、基準局長から、これが十分、あるいは完全に行われてゐるかどうかという点を、数字に基いて具体的にひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○勸井政府委員 ふだんの監督官の状況を数字で示してくれということでございますけれども、ここに実はこまかいデータを持たせてございませぬが、たとえば監督日数をとつてみますと、昭和二十七年の監督日数は十七万二千七百十五日でございます。昭和二十

八年の一月から十月までの統計が十五万一千三百七十八ということでございます。この点は明らかに十二月末までの数字は、昨年を上まわつておると思ふのであります。また監督官の一人当りの一箇月間の監督日数は、昭和二十七年が一一・五でございました。昭和二十八年の十月までの平均をとりますと一一・四一になつておるのでございまして、また一日当り監督官が監督しました実施事業場の数を見ましても、昭和二十七年が一・六事業場でございましたものが、二十八年の一月から十月までの平均が一・七事業場ということになつておりました。現在におきましては、私としまして御指摘のような監督の実績が低下してゐるというふうには考へていないのでござい

ます。

○島上委員 監督の実績は低下してゐないとおつしやるけれども、人間がどん／＼減つておる、対象事業場がどん／＼ふえておる。さらに今の行政整理に際しまして、労働省のうちの整理の対象が、まず最も多いのは基準監督行政であるということを考えますならば、それは私は単なる強弁にすぎないと思ふ。これで一体基準監督行政が十分であるといふふうにお考へになるならば、私もは実に驚くべき御答弁だといわざるを得ないと思ふのであります。決して十分ではない、だん／＼悪くなつてゐるということは、数字においても示しておると思う。この点に對して、基準局長の御見解をもう一度はつきりと伺ひたい。

○勸井政府委員 理想の監督官の数が何人で、予算がどれくらいかといふことは、これは非常にむづかしい問題で

ございます。低下してゐるか、してゐないかという問題は、相対的な問題でございませぬ。理想をどこに掲げて、それから比べてどうだといふことは、非常に私もとしてもむづかしい問題であります。ただ私が申し上げたいのは、監督官の人数だけで監督行政が浸透してゐるか、してゐないかといふことを見るのは、少し間違ひではないか、それよりも私が今考へておるものは、監督官の質の問題でございまして、よく検査当局から言われるのであります。従つて、送検をしましても、起訴され得べき素材のものも、捜査能力が十分でないために起訴することができないといふふうな話を、かねがね聞いております。従いまして、この面の監督官の質の向上という点につきまして、特に重点を置いておるのでございませぬ。それとともに、内部事務が相当でございませぬ。先ほど統計で申し上げましたように、大体一月に十二日から十三日監督を実施するのでございませぬ。残りの日数は内部事務を、いわゆる監督しました後の整理等をいたすわけでございませぬ。あるいは本省に對します報告その他あるわけでございませぬ。そこで内部事務をできるだけ簡素化して、実際にやらねばならぬ現地に監督し得る体制を強化したいというので、今回の改正も、実はそういう意味で内部事務の整理も含めまして考へておるような次第でございまして、監督官のそういう質の向上と内部事務の整理——これは本省に對しますいろいろな報告等、むだな報告がございませぬ。そういうものをできるだけ簡素化して、監督官が實際現地に

で活動できるように体制をつくつて行きたいといふことで、実は努力をいたしておるのでございませぬ。ただ、御承知のような緊縮予算の折からでございませぬので、本年度予算は、昨年に比べてまして多少はふえおりますが、われわれの期待するほどの増加を見ていないので、これをより合理的に使つて効果をあげたいといふことで、鋭意今検討しておる次第でございませぬ。

○島上委員 なるほど質の問題もそれは関係のあることは、私も認めますが、しかしそれはおのずから限度があることであつて、やはり人員とか予算とかいふものが十分でない、どんなにりつぱな監督官であつても、一人で行い得る業務というものはおのずから限度があるわけであります。今日のうちに、人員がだん／＼減らされ、予算が今も御答弁の中にありましたように十分であるとお認めのように、私もは予算の面においても、基準局長とは考へが違ひますけれども、非常に予算が少くなつて来ているという点から見ますれば、基準監督行政が事実上麻痺されてゐる。その面において、基準法が実施の面においても大改悪をされておるのが現状である、こういうざるを得ないのであります。先ほどの調査の問題にもう一べんもどりまして、伺ひたいのですが、今度の調査に際しまして、この官房統計調査部長の名によつて出した文書によりますれば、この調査は統計法に基づく指定統計であるから、調査の際に基準法違反が摘発されましても、それは本来の基準監督行政とは違ふのだから、それを摘発することのないようにという指示をされております。そういうしますと、調査の

で活動できるように体制をつくつて行きたいといふことで、実は努力をいたしておるのでございませぬ。ただ、御承知のような緊縮予算の折からでございませぬので、本年度予算は、昨年に比べてまして多少はふえおりますが、われわれの期待するほどの増加を見ていないので、これをより合理的に使つて効果をあげたいといふことで、鋭意今検討しておる次第でございませぬ。

際に基準法違反がわかつて、それに
ついてはまったく手を打てないとい
うことになりました。この面におい
ても基準監督行政は、その間少くとも麻
痺するということになると思いま
すが、この点についてはどのようにお考
えですか。

○井井政府委員 指定統計でございま
すので、統計法の建前から形式的には
そういうことにならうかと思ひます。
従いまして、その調査をしましたとき
における違反というものを、摘発する
ことはできないのでございすが、し
かしそういう使用者でございすが、し
ば、当然同じ事態を繰返す可能性を持
っております。そこで再監督をいたし
まして、そういう違反をつかみ得る。
これはより能率的に監督を実施し得
る足場をつくるものと考えておりま
す。

○島上委員 この調査にあつて、私
ども調査の予算の使い方非常に無理
があるように思ひますので、もしこの
点おわかりでしたら、お答え願ひたい
と思ひますが、たしか三千万円の予算
を投じてやられると聞いております
が、その予算の大部分は印刷費等であ
つて、調査に当る職員は交通費並びに
超過勤務手当等は、まったくお話にな
らぬような零細なものであるというふ
うに聞いております。その点に対し
て、具体的に、たとえば東京では職員
の調査の予算がどのくらい、超過勤務
手当についてはどのように考へていま
すという点がおわかりでしたら、はつき
り御答弁を願ひたい。

○井井政府委員 御質問の内容は、実
は統計調査部の所管でございまして、
私はそのこまかい内容を存じていない

のでございまして、答弁をいたしかね
ますので、あしからず御了承願ひま
す。もし御必要でございまして、帰
りまして、書面によりましてお答えい
たさせるようにお伝えいたしておきま
す。

○島上委員 この点については、労働
大臣と統計調査部長にあつて来ていた
だくことにしまして、質問を保留いた
します。

○井井委員 だいたいの問題に關連い
たしまして、一、二お尋ねいたしたい
と思ひます。今島上委員からお尋ねい
たしました今度の賃金調査であります
が、今の官庁組織で行きますと、地方
の都道府県に散在しております労働基
準局もしくは六百三十名の全国にあり
ます基準監督署を通じて調査をする
ことは、一番徹底した調査ができるこ
とではあるまいかと、こういう行政機
関を動員して、短時日のうちに正確な
資料を得るというそのこと自体には、
私は反対するわけではありませぬ。し
かし、今日各地に賃金運配の問題が相
当はげしくなつて来ているわけであ
ります。さらに中小企業等にありまし
ては、基準法の脱法は目に余る現状であ
つて、こういう状態を放置すること
は、日本産業の破滅を導く恐れべき傾
向が現われておると思ひます。これを防
止し得る唯一の道は、監督行政を徹底さ
せる以外にないと思ひますのであります。

○井井政府委員 労働基準監督行政の
第一線の活
動を期待しておりますときに、この
労働統計は、重要であるという点につ
いては、十分認識しているわけであ
ります。この監督機関を、たとい一箇
月であろうとも、これを総動員して統
計調査に当らせるといふことは、監督

行政に重大な障害を来し、日本経済の
恐るべき結果をここから生じて来るこ
とであると思ひますが、監督行政の責任
の地位にある局長としては、この監督
行政の重大な時期にあつて、かかる
多数の職員を動員し、かつ長時間の努
力を必要とする統計事業について、ど
ういふぐあいに割切つてゐるかをまず
伺ひたい。

○井井政府委員 先ほども御答弁申し
上げましたように、賃金の調査は、基
準局の所管事項でございまして、そのた
めの職員の配置もなされておるのでご
ざいます。従つて、今回の職種別賃金
等実態調査並びに個人別賃金調査を実
施しますのも、これは基準局の当然の
職責だといふふうに考へております。
ただそれが、先ほど島上委員からの御
質問のように、一般行政に影響を来さ
ないようにと申すは、先ほど申し上げ
ましたようにならうかと考へて、実施を
いたしておる次第でございまして、

○井井委員 労働基準監督行政の中
で、統計に關する昭和二十九年年度の予
算説明の中では、労働省は全国で三百
三十五名の人員を見込んで予算化して
おるようであります。これが労働統計
の日常業務に携はることは、予定され
たことでありまして、一向さしつか
えは生じて来ない。ところが二十九
年度の予算で、二十八年度とまったく同
じ人員しか要求してないのではありません
か。総人員において五千三百七十七名、都
道府県の基準局の人員が全部で一千四
百七十二名、三百三十六の基準監督署
の総人員が二千五百名、婦人少年局の
婦人少年室の百四十四名、それに労働者用
物資の配給に六百二十六名、それに先
ほど申し上げた統計調査に三百三十

五名、合計五千三十七名の要求しかさ
れていないのでありまして、このこと
自体に、われわれは非常な不満がある
ことを、労働行政一般に対する質問の
際に明らかにしておいたわけでありま
す。というのは、そうでなくとも、自
然の労働人口増もしくは事業場の増
大、こういうような事情は、二十八
年と二十九年とは非常にかつて来てお
る。ことに監督行政については、政府
の緊縮予算や日本経済のありを食う
それだけの状態から判断して、監督行
政は一段と多端な任務を負わされて来
ることは、何人も想像するにたかくな
いのであります。こういう時期ではあ
るが、緊縮予算全体の被害を受けて伸
び悩んでおるといふ答弁について、
われわれはやむなくこれを国会では認
めて予算を通したわけでありまして、
そういうぎりぎりの人員の中で、今
あなたの御答弁は、この中でいう統計
調査の三百三十五名の仕事のことに
ついて、答弁があつたと思ひますのであ
ります。今政府の計画しておりますのは、
大がかりな全国的な賃金調査をやろう
という特別予算を組んでおるわけであ
ります。でありますから、この予算の
中で、新しい人員をかかえて調査する
というのであれば別であります。が、こ
の仕事を労働基準監督の人員を制
限しないといふはつきりした御答弁が願
ひなれば、私の質問は意味をなさぬわ
けであります。もう一度念のために伺
つておきますが、現在ここにあります五
千三十七名の人員は、臨時に行う今
度の統計については関与せしめない、こ
ういふ御答弁であれば、今の御答弁は
生きて来ると思ひます。そうでないとい
ふならば、その余剰人員は一体どこから

吐き出すかについて伺ひなければなら
ぬと思ひます。まずこの点を明らかにし
ていただきたいと思います。

○井井政府委員 御指摘の人員の中
で、統計調査関係の職員と、労働用物
資の職員、これら局の給与課並びに署
の統計並びに給与関係の仕事の人員は
構成されておる実態でございまして、こ
れだけで今回の調査が十分完成するこ
とは、われわれも考へておりません。従
いまして、先ほど申し上げましたよう
に、これがわれわれの行政の一部門で
ありますだけに、重点的に行政を実施
します際には、ある程度その重点に向
つて他の力を応援させるということ
は、一般行政運営の原則論でございま
して、そういう意味で、一般の職員をそ
れに応援させておりますことは事実で
ございまして、ただ、その際に氣をつけ
て、一般の行政が著しくそれによつて
阻害されるというやうなことはないよ
うな配慮はいたしております。

○井井委員 もう一度はつきりお答え
いただきたいと思います。今度労働
省で行います賃金の統計は、かなり大
がかりなものであることは、今度の予
算措置でも明らかである。この予算人
員でその調査を行うのであるか、ある
いは先ほど私の説明いたしました五千
三十七名の人がその調査に動員される
ことになるのであるか、その点をはつ
きりお伺ひいたしたい。

○井井政府委員 調査の中には、その
事業場自体の人の謝礼も含んでおりま
す。それからまた集計のための臨時集
計員の費用も含んでおります。そのほ
かに、先ほど申しました給与課系統の
職員と、一般の行政の職員に対する応

五

援分、こういうもので運営されるわけ
であります。

○井堀委員 くだいようですが、そこ
の点をわかるようにもう少しはつきり
答弁していただきたい。私どもの伺い
たいのは、従来の労働省設置法もしく
は組織法によつて規定されております
監督行政の仕事というものは、これは
きまつてゐるわけですか。今度行われ
る調査は臨時のもので、その臨時のも
のに、さつき申し上げた五千三百七十
名の予算定員が動員されるか、全然さ
れないかというのをまず伺いたい。

○井堀政府委員 先ほど申し上げまし
たように、一般の職員も応援をいたし
ます。

○赤松委員長 今島上君から、本件に
つきまして大臣の出席を要求されてお
るのですけれども、井堀君の御質問も
重要な基準行政の問題ですから、やは
り同様御要求になりますか。

○井堀委員 来てもらわなければ答弁
できないでしょう。

○赤松委員長 労働大臣の出席を求め
ることは、皆さんよろしゅうございま
すね。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○赤松委員長 それでは続行してくだ
さい。

○井堀委員 労働大臣が来られたら、
もつとはつきりしたことを伺います
が、今明らかになりましたところによ
りますと、今度の臨時の賃金調査に、
監督行政の最も逼迫した重大な任務を
担当しているこれらの人員が動員され
るということが明らかになったのであ
ります。その人員をどれくらい予定
しておいでになるか、おわかりであ
ればお答え願いたい。

○井堀政府委員 私らとして、ただ二
分の一程度というふうな一応の指示を
しておりますが、これは各局各署の一
般業務との関係もありますから、全国
画一にそうなるのか、あるいは二分の
一以下で済むのか、あるいは多少それ
にプラスされるのか、それはその局署
の実情によつて違ふかと思ひます。従
つて具体的な人数を指示していること
はありません。

○井堀委員 約二分の一でけつこうで
す。

もう一つお尋ねしておきたいのです
が、この仕事に關係いたします期間
は、どのくらい期間をお見込みにな
つてゐるのですか。

○井堀政府委員 本月中準備をいたし
まして、そうしてその集計をいたし、
遅くとも来月の二十日ごろまでには完
了するというふうに考えております。

○井堀委員 逐次各局各署でま
めしましたものを本省に送ります事務が
済みますれば、それでこの調査は終
りでございます。

○島上委員 関連して質問しますが、
ちやんと正式に出した文書の中に、二
分の一動員の計画を立てるようとい
う指示があるのです。応援するんじや
なくて、本来の基準監督行政をなす職
員の諸君が中心であつて、二分の一
の諸君が中心に示してゐる。今の御答
弁の中には、監督署の状態によつては二
分の一以下にもなるかと思ふといふこと
でしたが、おそらくはいかなる監督署
においても、最低二分の一で、実際は
それ以上になるであらう。この指示の
文書から見てもそのように判断せざる
を得ないわけですが、その点どのよう
になつてゐるのでしょうか。

○井堀政府委員 応援という言葉を使
いましたのは、本来の業務でありませ
ん。関係で応援——通牒は二分の一以
上の動員という言葉は使つておりませ
ん。はつきり私記憶をいたしませんこと
ですが、その程度の人員でやれという
指示だと思ふのでございませう。われ
らの基準行政本来の建前から行けば、
応援になるわけではございませう。しか
も臨時のものではございませう。そうい
う趣旨で御提案を申し上げた次第であ
ります。ただ三百三十六の全署の二分
の一以上になるかといふことは、実際
だ情報を受けておらないのでござい
ますが、指示としてはそういう指示を
いたしております。

○井堀委員 大体のことがわかりまし
た。あとで労働大臣の方から御答弁が
あると思ふのでありますが、今度の調
査のためにとにか五千三百七十名の予
算人員の約二分の一が、今の御答弁に
よりますと一箇月ないし一箇半月の期
間を費して調査を行われるといふこと
が大体わかつたのであります。そうす
ると、少くともこの一箇月ないし一箇
半月の期間、監督行政の一線にある
人々がそのために煩わされて、その本
務である監督行政がその間たな上げさ
れるという結果になることは、機械的
に判断いたしましたも出て来るわけ
であります。こういう空間をどのように
調整されて監督行政の万端なきを期
せられる方針であるかを、この機会に
承つておきたいと思ひます。

○井堀政府委員 これによりまして本
来の基準行政の業務というものがあ
る程度影響を受けまことは、私も率直
に認めるわけではございませう。そこ
で、その影響をどういふふうに最小限
に

食いとめるかということにつきまして
は、われわれが監督課長会議等で指示
をいたしておりますのは、まず申告監
督を——これはどんなことがありまし
てもやらなければならないわけではござ
いませう。申告監督を重点にしまして
やる。それで余力を持つて定期監督な
り従来の再監督の実施をするという指
示を出してあります。調査が済みまし
て、そこでその間の滞りといひます
か、たまりました仕事の処理につ
きましては、あらためて指示をしたいと
思ひますが、その指示の内容につきま
しても、大体申告というものが主体に
なりますることは当然だと思ふのであ
りまして、できるだけすみやかに、こ
の間における監督行政が受けました間
隙は早く埋めたいと考えております。

○井堀委員 近く最近の監督行政の実
績報告をぜひ提出していただきたいと
思つております。それによつて何な
ければ、はつきりいたさぬと思ひま
す。私の手元で調査したところによ
りますと、全国の三百三十六の監督署
が、まったく同様の事態にあると思
ひます。これは大企業者、中小企業者、あ
るいは適用事業でも、かなり小さな事業
所がぐん／＼ふえて来ておる。しかも
労働賃金の問題、ことに私の強調いた
したいのは労働災害防止もしくはその
補償についてであります。これはひ
んびんとして起きて来ておる。これは
一つには、日本経済が非常に逼迫して
来、どうしても正常な経済ルートでは
企業経営が維持できなくなつて来てい
るという事態等が、労働強化にしろ寄
せざるを得ない運命にあるわけでは
ございませう。それが賃金や労働時間にも
響いて来ておるが、とりわけ年少

労働者もしくは婦人労働者のような低
抗力の弱いところにし寄せられて来
ておるわけでありませう。さらに最近災
害やあるいは衛生取締り規則に違反す
るような事項が、もうぐん／＼できて
来まして、この監督もしくはその事実
を摘発することは、事実上もう今日の
定員をもつてしては不可能だといふこ
とは、ある意味において基準行政を担
当しておる者の悲鳴にもなつておるわ
けであります。こういう実情であるこ
とは、前日も私が局長にお尋ねいたし
たときに、同様の意を言されておるま
す。その後そういう監督行政の方針を
おかえになりましたようなことは、よ
もあるまいと思ひますので、こういう
お尋ねをいたすわけではあります。そ
ういふ労働行政の中でも、監督行政だ
けはあらゆるものに優先して予算もと
り、あるいは人員も増加し、活発な活
動をしなければならぬ。これは立
場、持場を離れて重大な国家的な任務
であるといふ点については、繰返し質
問もし、また当局もその同様の意を含
んだ答弁があつたわけでありませう。し
かるに、今までお尋ねいたしましたこ
とによつて明らかになりました調査に
要する期間が約一箇月ないし一箇半月
にわたつて行われ、その要員はわずか
五千三百七十名の監督公務員予算定員
の半数二千五百人からの人間が、このた
めに動員されるわけでありませう。その
穴をどうして埋めるかといふことにつ
いては、それ／＼第一線におります
人々の能率化をはかるといひまして
も、もしそういう余裕があれば、この
苦しい予算の中から五千三百七十名の予
算定員は認められないはずでありませ
うから、その点その理由は成り立たな

い。そうすると、この間統計調査のために監督行政を一時たな上げするといふことだけは必至であると思うのであります。これは労働大臣でないといふ答弁はできないことだろうと思ひますが、そういう状態がここに生ずるというところをあなたは承知されて、今度の臨時の統計調査のためにこれだけの人をさくことを御承知されたのか。これは上から来ればやむを得ないと思ひますが、そういう点について、省内でも話合いがあつたことと思ひますので、もし経過がわかりであれば伺つておきたいと思ひます。

○井井政府委員 今回の調査は、御承知のように非常に歴大な調査でございます。今までわれ／＼が調査をしたと思つておりましたのに、いろいろ予算の關係その他でできなかった調査でございます。そういう意義を持ちます調査でございますので、われ／＼もぜひこの調査が完全に正確に行われまことを期待をいたしておるのであります。従つて、省内におきまして、もちろん私にも相談がございました。私はそれに対して、この調査の重要性からしまして、これに対して協力をすることに賛成をした次第であります。

○井井政府委員 非常に重大なことだと思ひます。監督行政の衝にありまするあなたも、統計の臨時的な仕事に、その余力があれば格別であります。ない点は繰返しておる、そういうものを承諾されたという点については、私どもとしては非常に遺憾に思ふわけでありま。

それはそれといたしまして、そうすると、ここにはどうしても五千人の

人々がそれ／＼仕事の分量においてそれだけ強化される。労働強化という言葉が当るかどうか知りませんが、時間外労働をせられる。あるいは休憩時間振りを向けるといつたような無理が出て来ると思ひますが、そういう点について、何か職員の処遇についてお考えになつたことがありますか。

○井井政府委員 この調査そのものは、これ自体の予算の中で経理される建前であるわけでございます。従ひまして、超過勤務手当その他も予算の中に織り込まれておるのでございます。ただ、それを越えてした場合にどうするかという点になります。その職員はやはり一般の職員でございますから、一般の統計調査部の予算以外、われ／＼の予算の中でも、でき得る限りの配慮はしたいというふうに考へます。

○井井政府委員 私のお尋ねいたしておるのは、今度の臨時統計のために特別予算をとりまして、その予算から、そういう労働分量の増大したものに對する何かの人員費が用意されてゐるはずだと思ふので、これがどの程度のものがあるかをお伺ひしたいのであります。

○井井政府委員 先ほど島上委員にも御説明しましたように、統計調査部の予算でございます。実は予算のこまかい内容は私存じておりませんが、超過勤務手当なり人件費としては、そのほかに集計員の手当などを含んでおるうちに聞いております。

○井井政府委員 実基準局長の答弁としては、非常に困難なことをお尋ねいたしましたので、統計部長に……
○赤松委員長 今統計部長を呼んでい

るのです。それでその間一件はさんでもらいたことがありますが、ちよつと待つて下さい。

○赤松委員長 ただいま議題となつております労働基準法諸規則に関する件につきまして、先ほど申し上げました「サンデー毎日」編集次長松田フミ君より、参考人として意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○赤松委員長 御異議なければさよう決します。松田参考人。

○松田参考人 女の記者にも深夜業をさせることにどう改正の要望を、前に婦人記者会から出したのでございませうけれども、これは全婦人記者の総意ではなかつたという意味で、私もそれを取消したいと思ひまして、今方々にお願ひに上つておるのでござい

ます。この要望書を出したときは——婦人記者会といふものの性格を少しお話しなかつたわけがございませうけれども、非常に懇話的な会であつたものでございませう。そこで突然こういう話が出ましたら、みんなが男女同権という言葉の魔術にかかつてしまひまして、大いに賛成したわけがございませうけれども、よく考へてみましたら、男女同権という言葉は、ほんとうはそういうところから来るのではなくて、私たちがまず何なりも女であるという立場に立つたならば、これは大きな問題だといふので、みんなの意見を聴取してみましたところ、日本婦人記者会の会員といふのが東京中に八十名ほどございませう、そのうち回答を寄せましたものを全部を集計してみますと、深夜業につきたくな

い、深夜業のわくをはずすことに反対するといふ意見を五十二名が寄せました。そしてあとの十四人だけが、深夜業のわくをはずしてほしいといふ要望でございました。あとの四人は棄権をしております。

考へてみますと、この十四人の人たちは、ある意味からいいますと非常にパイオニアで、私たちの分野を切り開いていらした非常に優秀な方々なんですけれども、すでにお母さんになる資格をなくしていらつしやる方々なんです。から、ほんとうに女の体というもの考へてくだされないことから出て来た結果だつたのでございませう。ところが今うしろに続いております大勢の、五十二名の若い女性の人たちは、将来母にもなる人です。また今奥さんである人もございませう。もしそういうふうな深夜業が許可されることになりますと、たいへん問題になるというわけなんです。御承知のように、頭も使ひますし、からだも使ひますし、そういう場合に、一日おきとか二日おきにも深夜業をさせられるようなことがありますと、とても男の人のからだにはかきませんから、徐々に女の人をできないところへ追ひ詰めて行くのではないかと危惧があるの

でございます。現に英文タイプライターをやつております婦人記者などは、三日に一度ずつ交代に深夜業をしておりますけれども、その場合でも、非常にかつたが疲れる。そうすると、男の人がかつてやらなければならぬ。すると、男の人にも労働過重になるし、また資本家の方では、そんなに若い男を使おうというふうには、やはり

男にかえられるという危険が非常にあるのであります。私は、そういう意味の深夜業ですと、ほんとうに女の人の職場を広めることには決してならないと思ひまして、きようお願ひに上つたわけなのでございませう。

それからもう一つは、婦人記者の仕事といふのは、御承知のように、決して女でなければできないという仕事ではないのです。男の人だつて十分にできます。ことに家庭記事なんかですと、男の人は非常に興味があるやうで、私もがなれて、少しも珍しくないやうな記事でも、男の人は興味を持ちますから、かえて男の人の方がいいくらいなものでございませう。その狭いところを、私もどにかく深夜業をして参りましたけれども、特別の手当ももらわなかつた。ただ仕事の情熱だけで仕事を参りまして、せつなく狭い道を男の間をわけて開いて通つて来たのでございませう。なおあとから若い人が続いて来るのでなければ、ほんとうに日本の女の進歩を妨げるものだと思ひますので、この際ぜひ婦人記者は、婦人記者であるよりもまず女であるといふことを考へに入れてください。そして、やはり現行法のまゝこれを実現していただきた。規則を私どものわくからとるといふような残酷なことをなさらないやうにお願ひに上つた次第でございませう。

○赤松委員長 何か御質疑ございませうか——実は先般も大船撮影所の調査に参つたのですけれども、現地の女優さんたちもみな反対なんです。これは与党の委員の皆さんも一緒に行かれたのですが、その二人が反対なんです

ら、百パーセント反対なんです。それで現地の声を聞いてみますと、特別なロケーションというものは、そうないらしいので、あれをやられると、しよつちゅう深夜業が行われる。しかもその際は、女僕だけでなくカメラ・マンもみなついて行くのです。従つて大船撮影所の労働組合の諸君は、全部反対であるという意見だったのです。そういう意見が労働省の審議会なんかには反映しておるのかどうか。あるいは公聴会なんかで、そういうことがちやんと述べられて、労働省はそういう直接規則改正の対象になる人たちの意見を十分聞いておるのかどうか、そういう点について、まだ全体として明らかになつていないと思う。労働組合の方でも、そういう点に関するいろいろな働きかけというものが、割合少いと思うのです。この問題については、この逐条審議に入りますれば、当然問題が出て来ると思いますが、ちやうど幸い今「サンデー毎日」の編集次長の松田さんに、参考人として来ていただきました。特に意見を申し述べてもらいましたから、これに関連して委員諸君の中で御質疑があれば御質疑をしていただきますかと思ひます。

○井堀委員 婦人の労働の問題は、日本の今後の雇用量の増大と非常に重大な関係を持つて来るかと思ひます。今後の基準法、基準法施行規則の改正にあつては、こういう問題が配慮されるわけでありませう。

ただいまの参考人のお話の中で、われわれ非常に強い関心を持ちましたのは、男女の同賃労働に対する同一の労働条件ということが、ややもすれば誤つて取扱われておるといふ点を、われ

われ方々で経験するわけでありませう。これは一つには、社会環境が新しい制度になじむようになつていないのに、男女同権があまりに強く制度化されて来、制度と現社会との調和がはなはだしく跛行的になつておるといふ点にあると思ひますが、そういう点で尋ねをいたしたいのです。

われ／＼の考へております労働の質と量、男女いずれも同じ場合にあつては、当然それに対して同一の労働条件をもつて報いるという事は争えないのです。ただ、同賃労働であつても、社会環境や、あるいは特に家庭生活の關係なんかがあつて、今あなたの話では、御婦人としての一つの任務を放棄された人々にとつては、一つの傾きがあります。細君になり母親になるというふうな過程を歩む若い御婦人の悩みであると思ひますが、そういうような場合に、大分男子の就職競争の中で労働をかこつておられます。そういう實際上の問題と、今度基準法改正のねらいを同一に考へておるようでありませうが、今やう制度の改革と現実の社会生活とのずれがあるわけでありませう。そのずれが、やはりこういう保護法の重要な役割があると思ひます。そういうところをねらつて、御婦人の方が権利の主張をなさるのが正しいのじやないかと思ひます。が、そういう声が一向起つてない。また男子は、やはりできるだけ男子の利益を主張いたしますから、競争相手の少いことを望むことはやむを得ないと思ひます。そういう点について、御婦人の立場から、今度の改正等についていろいろと計画があると思ひますが、声としてはまだ出ていないようです。

あなたのところなんか、そういう輿論の先がけをされる仕事をおやりなんですから、そういう点について何か話合ひ等がありますれば、この際聞かせていただきます。

○松田参考人 輿論は、私がこゝへ飛び出して参りますくらいに非常に支持がございまして、皆さんもたいへん願ひでございませう。こんなに仕事を放棄して、こういう仕事ばかりにきくのもきくようもかけまわつておるのですけれども、今申し上げたように、八十人中五十二名までは絶対反対と言つておられます。それは一部の婦人記者だけでございませう。同じ報道関係でもプロデューサーとかアナウンサーとか、そういう人たちの場合には、ここには書いておられません。プロデューサーとかアナウンサーの場合には、十四名の中に入つた賛成者があるわけでありませう。これは仕事の性質上、どうしても夜おそくまで、あるいは朝早い放送なんかのときにとまつたりいたしますから、それらの声が出ておりました。これは反対というのでございませう。やはり男女同じようにしてもらいたいという御意見でございませうけれども、若い人の中で反対という声が五十二名もありまして、これは絶対に深夜業のわくをはずしてもらつては困る。つまり、子供を置いたり、家庭を放棄して仕事だけにいくというのにならなかつて、個人の幸福というものが全然うしろへ下つてしまひまして、自分の生活というものが無いわけにございませう。私も、私どもは毎日委員会を開きましたり、幹部会を開いて、この問題を協議しております。すなわち、どうしてもこのわくをはずしてもらわないために、こうしてかけ

まわつておるわけですから、ずいぶん輿論は起つております。

○井堀委員 もう一つお尋ねいたしたいのは、私どもはこう考へておるのです。年少労働者、婦人労働者を保護するという目的は、年少労働者の場合は将来のよき労働力を保有するという点、女子の場合は、もつと積極的な意味があると思ひます。あなたの話の中で、お母さんとしての任務を放棄されるようなことになつて、これは格別であります。そういうことは、次の新しい労働力を、健康でしかも能率の高いものを要求するという意味で、保護立法の中に強いものがあると思ひます。ただ功利的な要求だけでなしに、労働力全体の立場から、そういうあれがあると思ひます。すなわち、そういう意味での声も、やはり内部でそれ／＼お話し合ひがあつたかどうか。

○松田参考人 そういうふうな、まだそこまで年少者の立場とか、一般はかの婦人の、カン詰業であるとか、美粧職ですね、そういう人たちの意見をこゝには書いておりませうけれども、われ／＼は文筆に携つておりますから、そういう輿論を起して、そうして保護の手を差延べてもらうような方向に向けて行きたいと思つております。今もおつしやるように、もちろん私がこゝにお願いしておりますのは、すでにお母さんになつた人だけでなく、將來お母さんとなる人、またその仕事についておる女の人が母となることを放棄するのであつたらば別でございませうけれども、それは日本のためにたいへん問題でございませう。きのうも労働大臣にお願いいたしましたら、いいじやないか、これからの女は一生懸命働いて男におもひをさせたいいいじやないかと、たいへんじやうだんをおつしやるものですから、そんな繋結の享主がたかさんいたら、日本の文化はどうなるでしよう、いい子供に育ちませんけれども、いいですかと申し上げましたら、それはじやうだんだよとおつしやいました。が、そういうふうなさかしまの世の中が出て来るのは千年もあとのことではしやうし、今日が若い健康な子供を生まなければならぬといふ若い女性に期待するところは大きいのでございませう。その輿論を喚起して、若い女の人たちが、仕事とそれから自分の生活と、そうして理想と現実というもののにどういふ橋をかけたらいいかといふことを、私たちは文筆でもつて、指導といへばおこがましいのですけれども、輿論を起す一つの助けになりたいと思つております。たいへん抽象的なことで申訳ないのをごさいますけれども……。

○赤松委員長 労働基準局長、どうですか、逐条審議の中で御説明願うのですけれども、特に婦人記者、それから映画女優、そういう人々をこの規則からはずすといふ点について、どういふお考えですか。

○井堀政府委員 女子年少者労働基準規則の第十一條の二の第二号に当ります政府原案に対します審議会の経過を御説明する方がよろしいのではないかとと思ひます。これにつきましては、労働者側は、女子深夜業といふものは、働けるだけ制限をして行くべき性質のものである、また女子でなければならぬ業務といふものに深夜業を認める

「ただきたい、私はそれだけで構いません。○赤松委員長 松田参考人にお尋ねいたしますが、地方の婦人記者の人たちの大体の御意向というものは、あなたに先ほど要望書が出されたと言いました。だが、大づかみにつかめると思うので、他方の婦人記者の人たちの事務上

たいへんだというので、経過報告をす
るとともに、賛否を問う文書を発送し
たのでございます。三大新聞は自分の
支局を通して、それから個々にも新聞
年鑑を見まして全部一人残らず送付
いたしました。まだその返事が来るま
でになっておりませんけれども、この五
十二名の反対というものは、東京の婦人
記者会のメンバーだけでございまして
地方の返事もほとんど／＼参ると思
います。賛否がどういふふうになつて
参るかばかりですけれども、今
ようど発送中でございます。

○赤松委員長 それではこの問題につ
きましては、労働省側も、初めの原案
の中にはなかつたようでありまして、
い／＼／＼な意見が出て来ております
が、何も無理押しに輿論をつぶしてま
でやろうというお考えはないようでご
ざいますから、その点は全国的なそう
いふ調査が集まりまして、さらに御考
慮を願うということにいたしました。
ぜひひとつ婦人記者諸君の要望も入れ
ていただきたいと思ひます。

それでは統計部長が来ておられます
ので、引き続き先ほどの問題に移つて質
疑を行いたいと思ひます。

○鍋井政府委員 その前に、先ほど島
上委員から、監督署の二分の一の職員
を動員するという趣旨の通牒が出たと
いうことでございまして、私がそれを
暗黙に承認したような形になつており
ました。今統計調査部の起案者からの
説明を聞きますと、三分の一だそうで
ございます。その点が島上さんの御
意見を承認したようにお受取りになる
ことを訂正をさせていただきますと思
ひます。

○赤松委員長 島上善五郎君。

○島上委員 三分の一だとおつしやい
ますけれども、私どもの手に入つてお
ります書類によると、この調査の基本
方針の中の三項目に、調査実施のため
に署においては総員の二分の一の人員
を動員するよう計画すること、これは
つきり表示しております。ですから、
この点はあとで御調べになつてからで
もつけようですが、重大な食い違ひで
すから、責任のある答弁を願ひたいと
思ひます。今御答弁願ひなければあと
で御調べになつて、食い違ひのないよ
うはつきりさせていただきます。

それから先ほど基準局長の答弁され
なかつた点でございまして、今度の調
査にあつて予算が三千万円、その予
算の使い方の内容ですが、私どもの見
るところによれば、その調査の衝に当
る職員の超過労働あるいは交通費等に
非常に無理がある。超過労働のこと
は、この予算の中では全然考へていな
いのではないかと、こう思われるので、
その点に對するはつきりとした数字を
あけて御答弁できたらお願いしたい。

○富樫説明員 ただいま調査員の旅費
及び超過勤務のことにつきまして、お
話がございましたが、旅費につきましては、
十分とは申せませんが、計画上
はほこれで行くという限度におき
まして配付してございます。その金額
は約三百十萬円でございまして、それ
から超過勤務につきましては、調査の全
体的計画におきましては、仕事に繁閑
がございまして、全体をならし
ますれば、超過勤務は特別に必要がな
い、臨時に仕事が増えたときとかなん
とかいふ波動はございまして、け
ならずすれば、通常の場合の超過
勤務以上の超過をやる必要はないよう

に計画を立ててございます。それで特
にこの調査だけの特殊の超過の経費は
ございせんが、通常の場合に必要と
する超過等につきましては、一般経費
より支出するように指示してございま
す。

○島上委員 これはどうも納得できな
い点があります。先ほど基準局長の御
答弁によりまして、本来の基準監督行
政は多少の支障を来す程度で、そんな
に支障することは無い、こういうよう
に答弁されましたが、もし本来の基準
監督行政にそう重大な支障を来さない
程度にやろうとしたらすれば、一体
特別に超過労働をしないという調査
が実際にできるかどうかというこ
とが非常に問題だと思ふのです。私ども
は、相当の超過労働をしなければ、職
員にかなりの無理を命じなければ、こ
の調査は少くとも今あげておる事業場
について今あげておる期間内にそうい
う調査をやることは、不可能に近いほ
ど至難だと思ひます。あなたは労働省
の本省で、机上でそういう計画を立て
ておるかもしれませんが、実際の現場
においては、そういうわけに行かぬと
思ふのです。その点に對して、もう一
べんはつきりとした、あとで違ひまし
たというのではないような責任の持て
る御答弁を願ひたい。

○富樫説明員 地方の実情によりまし
て、いろいろ違ふかと存じますが、こ
の仕事は、私どもとして非常に重要な
仕事と考えて、そのつもりでやつてお
ります。しかしながら、重要であるとい
うことと超過をしてやるということ
は、必ずしも関係があるわけではござ
いせん、仕事の内容が非常に緻密
で正確を要する個票の点検にいたし

まして、あまりにつつまんで徹夜な
どおそくまでやると、かえつて間違
ますので、私どももいたしましては、
そうくたびれてまで無理して仕事をや
つて、そのために正確を欠くことのな
いように注意しておるのでございま
す。

またお話のございました基準監督行
政の重要性にかんがみまして、これに
基本的な支障を与えてはならないとい
うことも考へてございます。そこで私
どもの方の指示といたしましては、一
応私どもの方の計画に基づく日程を指示
してございまして、そのようなことを
勘案して、その局の実情によりまし
て、その時期に間に合ひたいとい
うものについては例外を認めるから、そ
ういふことを言うて来いといふふう
に指示してございまして、ただ地
方によりましては、非常に熱心なやる
ために、あるいはどうせやるならば短
期間にあげてしまいたいといふよう
なこと、一箇月の仕事を三週間や
り、あとで一息つこうといふような
こともありまして、実情は画一的
ではございせん、しやうけれど、
全体的にはそういうふうに指示して
るわけでございまして。

○島上委員 ただいまの御答弁を聞い
ておきまして、超過労働をしなくても
いいように指示している、地方の実情
によつては、そのことのために一箇月
であるものが一箇半月になつてもやむ
を得ない、こういうふうな受取れたの
ですが、要するに超過労働をしない
ので、そのために調査の集計が当初考へたよ
りも遅れてもやむを得ない、時間的に
ずれてもやむを得ない、こういうこと
ですか。

○富樫説明員 超過をするな、こうい
うわけではございせん。地方の実情
によりまして基準局長がいろいろ／＼配
いたしまして、場合によりましては一
年間の一般予算の超過の経費を勘案
いたしまして、自分のところではこの程
度の一般超過経費をこの部分だけ使
う、そうしてこれだけで上げよう、こ
ういふことであれば、それでよろしい
のであります。ただ無理な超過をしな
ければならぬように強制するといふよ
うなことはいたしません、非常に無
理であるという場合には、計画を立て
直して、一箇月を一箇半月か一箇月十
日、そこら辺は地方の実情によつて違
ひます。若し期間延長の計画を
立てて申し出てよろしい、こういうふ
うに申しております。要するに基本的
には、そういうふうな無理をして、そ
うして、他の仕事に基本的な影響を
与え、また調査の正確性が粗雑になるよ
うなことのないようにということ、
それ相應の弾力性は指示してあるわけ
であります。

○大西(正)委員 ここで私たちが心配
しているのは、一つはこういう臨時
に、しかも短期間に大きな仕事をやる
ことにおいて、基準行政が停滞しはし
ないか、これが一つの心配であり、も
う一つは、署員の過重な労働によつ
て、労働面での一つの問題が生じはしな
いか、この二つなんです。ところが、
今の基準局長の話では、基準監督行政
には支障を来さない、多少あつても、
根本的には来さないという建前をとつ
ておるのでしよう。そうしますと、限
られた数の署員でやるとすれば、当然
超過をやらざるを得ぬでしよう、従来
以上の労働が過重にならざるを得ぬで

第一類第十五号 労働委員会議録第

なつております。六百九十万円のうち旅費が約三百十万円、通信費とかなん

は、別に財源を求められて、十分なる費用を充てられることを強く要望した

○赤松委員長 多賀谷君。

おる。早く来てもらわなければ元も子もない。しかも、退職金などという間

聞じやない、賃金が不払いです。ですから、監督官が来たときには、業主もおらない、組合も事業主を探しておるという状態です。ことに法律を見ましても——私は法律を改訂せよと言うのではありませんが、二十条の予告の問題なんかも、なるほど予告はいい、法律に照したら、予告は出さなければならぬことになっておるけれども、予告を出すということになりますと、もちろん賃金が払えぬから予告も出ない。さらに、では任意退職すると、四十二日も失業保険でかかると、むしろこれは事業主の都合でやむを得ぬということ

を認定してくれといううな、組合から言えばまったく逆のうな話が出ておる。そうしなければ失業保険はくれない、こういうことなんです。ところが税務署の方は非常に早く、自動車のバック・ナンバーなんか全部持つて行つて差押えなんかを完了しておる。ですから、あとからのこゝ行つても何もない。そうして競売に付してもらおうとすれば、全部よそがつて、せつかく先取特権がありまして、一銭も賃金はだめなのである。そういううな状態で、いつ事業主が逃げたかわからない状態である。早いところ、賃金は二箇月ぐらいで解決しますが、半年もかかることがあるわけですが、現地の実情は非常に詰んでおりますが、第一、監督官が近ごろ少い

です。行つてみますと、労災の人はなるほどいる。入つてみますと、かなり警員がいますと思ひまして聞いてみますと、監督官は全然いない、あれは労災係だということ、労災係では役に立たない。監督官はほとんどいない。そこで私はお尋ねしたいのですが、二

十四年ごろには一万人から監督行政にタッチした人がおりましたが、現在では六千人台になつていような状態です、三分の二に減つておる。しかも労災の方は労災金の納入の問題とか、あるいは支払いの問題がありますから、必ずしも減らすわけには行かないと思ふ。そこで結局監督行政の方が減つておる。一体、現在監督官はどのくらいおるのか、そうして二十四年当時比べてどのくらい減つておるのか、これを第一にお尋ねしたいと思ひます。

○龜井政府委員 逐年の監督官の数は、実は手元に資料がございませんが、現在の監督官は、本省、地方を入れまして二千四百七十四名の定員で、その中に労災関係が八百八十九名という数字になつております。

○赤松委員長 ちよつと皆さんにお諮りしますが、本会議が始まりました、それで、きようは緊急質問を十分ほどやつてすぐ簡単な決議をやる、それからすぐ日程に入つて委員長報告もやらなくちやならぬ、従つて開会十分ぐらいで入つてくれという希望ですから、きようはこの程度にしたらどうですか。

○島上委員 先ほど来質問しました今度の統計調査の問題と、労働基準監督の監督行政の本来の職務の滞滞に関する問題は、非常に重大な問題でございしますので、次会に大臣の出席を求め、もう一ぺんはつきりと質問をし、かつ警告をしたい点がありますから、その点は次会まで保留しておきたいと思ひます。

○赤松委員長 それでは本日はこの程

度にとどめまして、次会は明後十四日午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。
午後一時八分散会

〔参照〕
労働基準法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕